

# 介護サービス事業者の 経営情報の報告について

---

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

# 1 制度概要について

## 「介護サービス事業者経営情報」の報告とは？

令和6年度介護保険法改正により新たに創設された制度で、介護サービス事業者に対し、介護施設・事業所における収益及び費用等の情報を所管する都道府県に報告することを義務付けるものです。  
(介護保険法第115条の44の2)

## 報告した内容の活用方法

厚生労働省が、物価上昇や災害、人手不足等による経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う際に活用されます。

## 報告した内容の公表方法

報告内容を属性等に応じてグルーピングした分析結果が公表される予定であり、事業所ごとの個別の報告内容は公表されません。

## 報告する単位

原則は「**事業所・施設単位**」ですが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない等のやむを得ない場合については、「**拠点単位**」「**法人単位**」での報告も可能です。

報告対象の事業所は、毎年1回報告が必要です。

○報告をしない場合や虚偽の報告をした場合（法第115条44の2第6項～第9項）

都道府県知事が、

- ・報告、是正を命ずることができる。
- ・さらに従わない場合は、指定権者（県、市町村）が、

**指定、許可を取り消し**、若しくは**停止**することができる。

## 2 報告対象について

### 報告対象となる事業所

原則、全ての介護サービス事業所が対象ですが、以下①②のいずれかに当てはまる事業所は報告対象外です。

- ① **報告対象の会計年度（1年間）**に提供を行った介護サービスに係る費用の支給対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（**介護報酬**）が**100万円以下**
- ② 災害その他都道府県知事に対し**報告を行うことができないことにつき正当な理由がある**

### 報告対象となるサービス種別

#### 居宅サービス

- ・ 訪問介護
- ・ （介護予防）訪問入浴介護
- ・ （介護予防）訪問看護（※1）
- ・ （介護予防）訪問リハビリテーション（※1）
- ・ 通所介護
- ・ （介護予防）通所リハビリテーション（※1）
- ・ （介護予防）短期入所生活介護
- ・ （介護予防）短期入所療養介護（※1,※2）
- ・ （介護予防）福祉用具貸与
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売

#### 施設サービス

- ・ （介護予防）特定施設入居者生活介護（※3）
- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 介護保健施設サービス
- ・ 介護医療院サービス

#### 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ （介護予防）認知症対応型通所介護
- ・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（※3）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

#### その他

- ・ 居宅介護支援

**居宅療養管理指導と  
介護予防支援は  
報告対象外です！**

- ※1 いわゆる「**みなし指定**」の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院の行う居宅サービス及び介護予防サービスについては、指定があったものとみなされた日から起算して**1年を経過しない場合は、報告の対象外です。**
- ※2 介護保険法施行規則第14条第4号及び第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。
- ※3 養護老人ホームに係るものを除く。

### 3 報告スケジュールについて

毎年、**会計年度終了後3か月以内**に報告する必要があります。

会計年度の終了月によって報告期限が異なります。会計年度の終了月ごとの報告期限・内容は以下のとおりです。

会計年度の終了	報告期限	報告する内容
令和6年3月～12月の間	令和7年3月末	(会計年度終了が3月の場合) 令和5年4月～令和6年3月の内容  (会計年度終了が12月の場合) 令和6年1月～令和6年12月の内容
令和7年1月	令和7年4月末	令和6年2月～令和7年1月の内容
令和7年2月	令和7年5月末	令和6年3月～令和7年2月の内容
令和7年3月	令和7年6月末	令和6年4月～令和7年3月の内容
令和7年4月	令和7年7月末	令和6年3月～令和7年4月の内容
⋮	⋮	⋮

例えば、**会計年度の終了月（決算月）が3月の場合**は、**令和7年3月末までに令和5年度分の報告**を行い、**続いて令和7年6月末までに令和6年度分の報告**を行います。

## 4 報告方法について

紙媒体での報告は不可！

報告は、厚生労働省において運営する「**介護サービス事業者経営情報データベースシステム**」により行うこととされています。本システムの利用にあたっては、**G Biz I Dの取得が必須**です。

### G Biz I D

G Biz I Dとは、デジタル庁が管理する、事業者向け共通認証システムです。G Biz I Dを取得すると、1つのID/パスワードで様々な行政サービスにログインできます。

**G Biz I Dのアカウント取得方法**は「**オンライン申請**」と「**書類郵送申請**」の2通りです。原則2週間以内（原則によらない場合あり）でアカウントが取得できますが、**早めのアカウントの取得をお願いします**。

詳細は、県ホームページに掲載している「介護サービス事業者経営情報データベースシステムG Biz I D取得等の手引き」や「アカウント作成方法説明動画」をご参照ください。

### 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

本システムは、令和7年1月6日から運用開始しました。

操作方法は、県ホームページに掲載しているマニュアルや説明動画をご参照ください。

G Biz I Dのホーム画面URL

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※インターネットで「G Biz I D」と検索いただいても御覧になれます。

青森県ホームページ「介護サービス事業者経営情報の報告について」URL

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo\\_keiei\\_zyouhou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo_keiei_zyouhou.html)

※インターネットで「青森県 経営情報の報告」と検索いただいても御覧になれます。

# 5 お問合せ先について

お問合せ内容によってお問合せ先が異なります。お問合せの前に **F A Q**をご確認ください。

GbizIDの発行・パスワード等に関すること

介護サービス事業者経営情報データベースシステム」のログインに関するご質問

ログイン時のエラーに関すること

介護サービス事業者経営情報データベースシステム」の仕様・操作手順

介護サービス事業者経営情報データベースシステム」のエラーに関するご質問

損益計算書等データ等のアップロードファイルに関するご質問

制度・報告期間に関するご質問

登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問

## GbizIDの問合せ窓口

### お問合せフォーム

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

### GbizIDヘルプデスク電話番号

0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

## 「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」ヘルプデスク

### メールアドレス

[helpdesk\\_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp)

※ メール の 件名 や 本文 に 記載 する 項目 が 指定 されて います 。 詳細 は 県 ホーム ページ に 掲載 の 「**介護経営DBに関するお問合せにあたってのお願い**」 P15 を 参照 ください 。

## 青森県高齢福祉保険課

県へお問合せの際は、**電話ではなく**、県ホームページに掲載の**質問票**を**電子メール又はFAX**で送信してください。

**メールアドレス** [kaigo\\_todokede@pref.aomori.lg.jp](mailto:kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp)

**FAX番号** 017-734-8090

詳細は県ホームページに掲載の「**介護経営DBに関するお問合せにあたってのお願い**」をご参照ください。

関係通知等の掲載場所をお示しいたしますので、業務の参考としてください。



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 健康医療福祉部 > 高齢福祉保険課 > 介護サービス事業者経営情報の報告について

関連分野： [介護・高齢福祉](#)

更新日付：2025年1月14日 [高齢福祉保険課](#)

## 介護サービス事業者経営情報の報告について

### 制度の概要

#### GビズIDについて

GビズIDについては、以下のページをご参照ください。

[GビズID（外部サイトヘリンク）](#)  
[介護サービス事業者経営情報データベースシステムGビズID取得等の手引き \[1013KB\]](#)

<オンライン申請の場合>  
GビズIDプライムアカウントを最短即日発行することができます。  
法人種別により、オンライン申請に対応していない場合がございますので、ご注意ください。

<書類郵送申請の場合>  
申請書類がGビズID運用センターに到着した後、書類に不備がない場合には、原則として2週間以内に審査し発行することとしています。ただし、GビズID運用センターの稼働状況によっては、原則によらない場合があります。

<アカウント作成方法説明動画>  
・ [オンライン申請による法人向けアカウント作成編（外部リンク）](#)  
・ [オンライン申請による個人事業主向けアカウント作成編（外部リンク）](#)  
・ [書類郵送によるアカウント作成編（外部リンク）](#)

<GビズIDについてのお問合せ先> [GビズIDヘルプデスク](#) にお問合せください。

TEL：0570-023-797  
【受付時間】9時00分～17時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）

#### 介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

システムの操作方法については、以下のマニュアル等をご確認ください。

[介護サービス事業者経営情報データベースシステム操作マニュアル（介護事業所向け） \[6507KB\]](#)  
・ [介護サービス事業者経営情報データベースシステム操作方法説明（動画）（外部サイトヘリンク）](#)  
・ [介護サービス事業者経営情報データベースシステム操作方法説明動画のスライド \[2225KB\]](#)  
・ [介護経営データベースかんたん操作ガイド（ファイル登録版） \[1153KB\]](#)  
・ [介護経営データベースかんたん操作ガイド（画面入力版） \[1292KB\]](#)

インターネットで  
「青森県 経営情報の報告」  
と検索

介護サービス事業者経営情報データベースシステムGビズID取得等の手引き

GビズIDアカウント作成方法説明動画  
（オンライン申請編、書類郵送編）

介護サービス事業者経営情報データベースシステム操作マニュアル、操作方法説明動画

## 介護サービス事業者経営情報の報告について

### 制度の概要

### 関係通知・Q & A

#### 関係通知・事務連絡

- ・ [介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について](#)[258KB]
- ・ [介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について](#)[85KB]
- ・ [介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について](#)[9694KB]
- ・ [介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始について](#)[4321KB]
- ・ [介護サービス事業者の経営情報の報告・公表リーフレット](#)[190KB]

#### Q & A

- ・ [「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A」の発出について](#)[149KB] (令和6年8月20日)
- ・ [「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A \(Vol.2\)」の発出について](#)[96KB] (令和6年10月31日)
- ・ [「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ & A \(Vol.3\)」の発出について](#)[93KB] (令和6年12月25日)

関係通知・Q & A

### お問合せについて

お問合せ内容によりお問合せ先が異なりますので、以下の資料をご確認のうえお問合せください。

- ・ [介護経営データベースに関するお問合せにあたってのお願い \(厚生労働省作成資料\)](#) [1136KB]
- ・ [FAQ \(厚生労働省作成\)](#) [394KB]

※問い合わせは電話ではなく、次の様式によりFAXまたは電子メールにて送信してください。

- ・ [質問様式はこちら](#)[33KB]です。

FAX:017-734-8090

メールアドレス: kaigo\_todokede@pref.aomori.lg.jp

介護経営DBに関するお問合せにあたっての  
お願い、FAQ  
質問票の様式